

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2020.10.1 No.19



「第1回大仙市農業委員会総会」において招集のあいさつをする老松博行大仙市長

改選により新たな大仙市農業委員会が始動!

令和2年7月31日(金)、新制度に移行してから初めての改選が行われ、大仙市ふれあい文化センターにおいて老松博行大仙市長の招集により、「第1回大仙市農業委員会総会」が開催されました。総会においては、老松市長が委員一人ひとりに任命書を交付しました。その後、農業委員の互選により細谷精悦委員が会長に選任され、農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。

また、会長職務代理者のほか各専門委員長、副委員長の役員も選出され、新たな体制での大仙市農業委員会が始動しました。

大仙市農業委員会が新しい体制になりました。



大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

会長就任あいさつ

この度、新制度に移行した農業委員会法のもとで始めての改選を迎え、去る7月31日、市長招集の第1回総会において、農業委員の皆様から信任をいただき会長に就任いたしました。平成23年の合併農業委員から引き続き4年度目の就任となりますが、改めまして老松市長はじめ関係各位からのご指導賜りますようお願い申し上げます。

与えられました任期を、新しい農業委員及び農地利用最適化推進委員が一致団結し、精一杯努めて参る所存であります。

さて、皆様もご承知のように現在の日本農業は、担い手の高齢化や後継者不足をはじめ

め、遊休農地の増加、米価の下落など、様々な課題をかかえております。加えて、今年は新型コロナウイルスによる感染拡大が大きな問題となり、学校の全国一斉休校や、緊急事態宣言による大規模な活動自粛に追い込まれるなど、予想もしない出来事も加わり、ますます先の見えない状況となっております。

このような状況の中で今年3月31日、政府では今後10年間の農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、この計画見直しにおいて、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのか、という視点が重要であり、国内農業の

生産基盤の強化が不可欠であることと、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとしております。このことから、農業委員の使命である「担い手への農地等の利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など農地等の利用の最適化を積極的に推進することが、地域農業の持続的発展を図る上で欠かせない取組であり、私たちの役割は、最適化を進める活動をより充実させることが最も重要であると考えております。

大仙市では基幹産業である農業が持続的に発展できるように令和3年度に向けて、今後の市農業が進むべき方向性の指針となる新たな大仙市農業

振興計画の策定に着手されており、この計画に盛り込まれる事業が具体化され、着実な成果を挙げるためにも、私たち農業委員、そして農地利用最適化推進委員が一丸となって協力して参りたいと考えております。また、現在の農業が抱える様々な問題を解決していくためには、地域農業の基盤の確立とそれらを取り巻く環境がしっかり守られ、継続がすることが重要であり、私たちもその一翼を担っているものと自覚しております。

これから3年間という期間ではございますが、市及び農業者の皆様、農業団体、関係機関との連携のもと、農業を守り発展させていくため、微力ながら力を発揮して参りたいと存じますので、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

農地のごとは、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご相談をお受けします。農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。農地に関するごことは、お近くの委員にお気軽にご相談下さい。秘密はお守りいたします。

○農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった現場活動を行う「農地利用最適化推進委員（推進委員）」を設置しています。また、農業委員は担当地区の限定はされていませんが、推進委員と密接に連携し、これまで同様、現場活動をしています。

農地利用最適化推進委員名簿

担当区域	推進委員氏名	担当農地・概要	担当区域	推進委員氏名	担当農地・概要
大曲1	高橋芳太郎	大曲町部、大曲、戸蒔	中仙3	伊藤 俊雄	上鷲野、下鷲野
大曲2	伊藤 徳則	飯田、川目、東川、和合、小貫高畑	中仙4	安部 寛治	清水
大曲3	佐藤 洋悦	花館町部、花館	中仙5	鈴木 清敏	豊川
大曲4	佐々木正五	内小友の一部	中仙6	坂本 公紀	豊岡
大曲5	井上 時雄	内小友の一部	中仙7	高橋 純悦	栗沢、大神成
大曲6	山崎 長清	大曲西根、蛭川	協和1	橋本 光穂	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢
大曲7	河越 昭夫	藤木、下深井、六郷西根	協和2	武藤 秀一	協和峰吉川
大曲8	草薙 節雄	四ツ屋の一部、高関上郷	協和3	菅原 俊一	協和船岡、協和船沢
大曲9	渡部 義秋	四ツ屋の一部、新谷地、松倉	協和4	加藤 末道	協和中淀川、協和下淀川、協和小種
大曲10	佐藤 昇	角間川町	南外1	伊藤伊佐美	南外の一部
神岡1	藤原 正美	神宮寺の一部	南外2	佐々木茂治	南外の一部、南外南檜岡
神岡2	竹原まゆみ	神宮寺の一部	南外3	今野 一博	南外の一部、南外外小友
神岡3	黒川 雄一	北檜岡	仙北1	樫尾 茂樹	上野田、払田、橋本の一部、高梨の一部
西仙北1	伊藤 重成	字刈和野、刈和野、北野目	仙北2	大野 純雄	戸地谷、橋本の一部、高梨の一部
西仙北2	小笠原喜悦	土川	仙北3	茂木 貴光	板見内、堀見内
西仙北3	佐藤 学	大沢郷宿の一部、大沢郷寺	仙北4	川原 憲一	横堀、福田
西仙北4	佐々木京子	大沢郷宿の一部、杉山田、正手沢、円行寺	太田1	高橋 剛	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇
西仙北5	大友金己知	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館	太田2	明平 哲雄	太田町駒場、太田町国見
中仙1	岩田 長市	長戸呂、鑓見内	太田3	小松 一也	太田町太田、太田町小神成、太田町齊内
中仙2	高橋 章夫	長野、北長野	太田4	谷口 彰	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉

新農地利用最適化推進委員の紹介



井上 時雄
(大曲 5)



佐々木 正五
(大曲 4)



佐藤 洋悦
(大曲 3)



伊藤 徳則
(大曲 2)



高橋 芳太郎
(大曲 1)



佐藤 昇
(大曲10)



渡部 義秋
(大曲 9)



草薙 節雄
(大曲 8)



河越 昭夫
(大曲 7)



山崎 長清
(大曲 6)



小笠原 喜悦
(西仙北 2)



伊藤 重成
(西仙北 1)



黒川 雄一
(神岡 3)



竹原 まゆみ
(神岡 2)



藤原 正美
(神岡 1)



高橋 章夫
(中仙 2)



岩田 長市
(中仙 1)



大友 金已知
(西仙北 5)



佐々木 京子
(西仙北 4)



佐藤 学
(西仙北 3)



高橋 純悦
(中仙 7)



坂本 公紀
(中仙 6)



鈴木 清敏
(中仙 5)



安部 寛治
(中仙 4)



伊藤 俊雄
(中仙 3)



伊藤 伊佐美
(南外 1)



加藤 末道
(協和 4)



菅原 俊一
(協和 3)



武藤 秀一
(協和 2)



橋本 光穂
(協和 1)



茂木 貴光
(仙北 3)



大野 純雄
(仙北 2)



櫻尾 茂樹
(仙北 1)



今野 一博
(南外 3)



佐々木 茂治
(南外 2)



谷口 彰
(太田 4)



小松 一也
(太田 3)



明平 哲雄
(太田 2)



高橋 剛
(太田 1)



川原 憲一
(仙北 4)

農地パトロールを実施しました

適切な農地の管理を心掛けましょう。

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に7～9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

パトロールは農地の利用促進につなげるための情報収集を目的とし ①農地利用の確認②遊休農地の実体把握 ③違反転用の発生防止・早期発見の3点に主眼を置いて、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に事務局・分室の職員が同行し、状況を確認しました。不適切な農地管理者には、是正指導等を行う場合があります。遊休農地の発生の主な原因は、農家の高齢化や後継者不足等にあると考えられますが、一旦荒らしてしまった農地には引き受け手がなくなるなどの問題があります。農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないように日頃から適切な管理をお願いします。



神岡地域



中仙地域



仙北地域

令和2年度 大仙市農作業標準賃金・料金表（秋作業抜粋）

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額はあくまでも標準額ですので、圃場状況や作業の困難度などを考慮して、当事者で相談のうえお決め下さい。

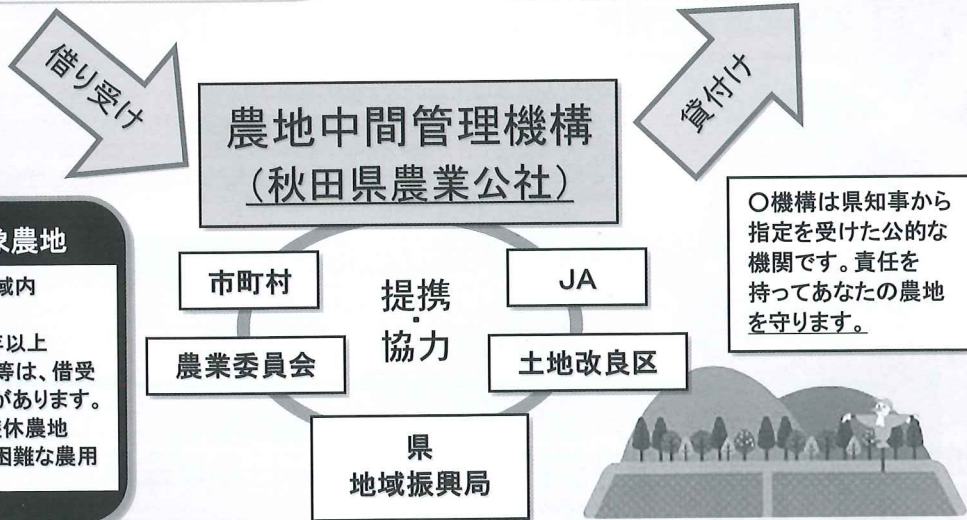
区 分		単 位	消費税抜き 金額(円)	消費税(10%) 込み金額(円)	備 考
コンバイン	刈 取	整理田	14,400	15,840	・すみ刈りは含まない。
		未整理田※	15,400	16,940	
	一貫作業	整理田	25,600	28,160	・一貫作業は刈取から調整まで。 ・色選料は含まない。
		未整理田※	27,500	30,250	
粉 運 搬	10a	1,450	1,595		
粉 乾 燥		60kg	920	1,012	
粉 摺 り 調 整			430	473	
畦 畔 つ き		片面1m	35	38	
オペレーター		1時間	1,250		
一般作業賃金		1日	6,700円		・8時間、賄いなし。

※ 未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

詳しくは、大仙市ホームページでも確認出来ます。(https://www.city.daisen.lg.jp)

農地中間管理事業をご活用下さい。

こんな事でお困りではありませんか？



- 借受対象農地**
- 農業振興地域内
 - 借受期間は原則10年以上
 - 次の農用地等は、借受出来ない場合があります。
 - ・再生不能な遊休農地
 - ・利用が著しく困難な農用

○機構は県知事から指定を受けた公的な機関です。責任を持ってあなたの農地を守ります。

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への集積・集約化を進めるため、
農地中間管理機構(秋田県農業公社)が中間的受け皿となる事業です。

お問い合わせ先
 ○秋田県農業公社(018-893-6223)、○農業委員会事務局、各分室

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)...	0187-72-4611 (直通)
大曲分室.....	0187-63-1111 (代表)
西仙北分室.....	0187-75-2966 (直通)
中仙分室.....	0187-56-2325 (直通)
協和分室.....	018-892-3694 (直通)
南外分室.....	0187-74-3001 (直通)
仙北分室.....	0187-63-3003 (代表)
太田分室.....	0187-88-1115 (直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 若しくは3週間以内
農用地利用集積計画に関する申請		翌月の総会終了後1週間以内
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

農業者年金で生涯所得の確保を!!

- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金

へは…



の方ならどなたでも加入できます。

若い農業者のみなさんへ

○農業者年金の保険料国庫補助で将来の安心を!



政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 1 39歳までに加入
- 2 農業所得が900万円以下
- 3 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。



- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	-

※国庫補助額は月額保険料月額2万円(固定に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

編集後記

7月31日、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われ、細谷会長のもと、新体制がスタートしました。農業の持続的な発展を図るため、農地利用集積・集約、遊休農地の発生防止・解消など、担い手の高齢化や後継者不足の中で、私たち委員の果たす役割は大きなものがあります。梅雨明け宣言のないまま、厳しい残暑に悩まされていますが、色づく稲穂に出来秋の望みを託し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動に色々と制約を受けていますが、地域の委員の皆様の声を紙面に載せてお届けできるように頑張ります。

広報専門委員長 茂木靖雄
(協和地域)

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞



経営とくらしに役立つ情報をお届けします!
 農家のための情報誌
 『全国農業新聞』
 ◆発行日 週一回(金曜日)
 ◆発行元 全国農業会議所
 ◆購読料 月7,000円
 [送料、税込込み]
 ○購読料のお支払いは、J Aの口座引落しが便利です
 ○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで